

## 協定金支払額決定の考え方と KPI 設定シートについて

### (1) 協定金支払額決定の考え方

- 本事業では、定量的な数値目標(KPI)の達成状況に基づき支払うべき金額が決定される KPI 評価額と、事業成果について外部有識者を交え定性的に判定し、その支払うべき額が決定される成果評価額との合算により、協定金の額が決定される。
- KPI 評価は①令和 7 年 3 月 31 日時点及び②令和 7 年 10 月 31 日時点で実施する。①で行う評価を中間評価、②で行う評価を最終評価という。
- 事業成果の定性評価は、KPI の最終評価時点に合わせて行い、成果評価額を決定するものとする。
- KPI 評価額の上限は、中間評価時点で9000 万円、最終評価時点で7000 万円とする。
- 成果評価額の上限は、4000 万円とする。
- 成果評価額を決定するにあたっての、事業成果の定性評価方法の詳細については別に定める。

### (2) KPI 設定シートについて

#### ア 中間評価

- KPI 設定シートについて、中間評価に向けて、項番1～6を必須項目とし、KPI 及び当該項目に係る KPI 連動額を設定すること。なお、項番1～6までの必須項目に係る KPI 連動額の合計額は5500 万円以上7500 万円以下の範囲で設定すること。
- 項番7以降において、事業者において任意に実施項目を設定し(「任意記載項目」という。)、KPI 及び当該項目に係る KPI 連動額を設定すること。なお、任意記載項目は2 項目以上、10 項目以内とすること。
- 中間評価に係る KPI 連動額の合計額が9000 万円となるよう設定を行うこと。

#### イ 最終評価

- KPI 設定シートについて、最終評価に向けて、項番 21～28 を必須項目とし、KPI 及び当該項目に係る KPI 連動額を設定すること。なお、項番 21～28 までの必須項目に係る KPI 連動額の合計額は5000 万円以上6000 万円以下の範囲で設定すること。
- 項番 29 以降において、任意記載項目として KPI 及び当該項目に係る KPI 連動額を設定すること。なお、任意記載項目を複数立てることを妨げないが、10 項目以内とすること。
- 最終評価に係る KPI 連動額の合計額が7000 万円となるよう設定を行うこと。